

## マイナンバーカードの普及見直しと健康保険証を廃止しないよう求める意見書

国が進めるマイナンバーカードについて次々と問題が発生しています。報道によると、マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の情報を登録していたのは 7,300 件以上、公金受取口座を他人のマイナンバーカードに登録していたのが 740 件以上、家族名義の口座を登録していたのが 13 万人以上あり、また、マイナポイントの誤った付与、別人の住民票の写しの交付がされるなど、今後の安全な運用が危ぶまれる状況となっています。デジタル庁はこれらの問題を把握していたのにも関わらず、対策を怠っていたことも明らかとなりました。

券面には一律に顔写真や住所等の個人識別情報とともに住民票コードが表示され、勤務先や取引先、税務署等への個人番号の提供時にカードを提示したり、コピーを提供できるようしたりされています。これは利便性を高める一方で、しかし紛失時などさまざまな不正利用の危険の課題が解決できていません。また、戸籍上の性と実際の性自認が異なる方々にとって深刻な精神的苦痛を与える重大な人格権侵害となり得ます。

考え得るトラブルや事故の責任について、利用者本人又は第三者が被った損害についてデジタル庁の故意又は重過失によるものである場合を除き責任を負わないものとしています。この重大な免責事項を国民にしっかりと説明を行っているとは言えないことも問題です。

そのような中、国は現在使われている健康保険証は来年秋に廃止しマイナンバーカードへの一体化を目指すことを強行しようとしています。

マイナンバーカードを持たない人々には資格確認証が発行されますが、従来の健康保険証があるのにも関わらずそのような措置を行う合理的で公共の利益に適う理由がないばかりか、地方自治体の事務負担を重くし、保険医療を受ける人々の権利を損なうものであると考えられます。

これらの理由により政府に対し、マイナンバーカードの普及見直しと保険証を廃止しないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年 月 日

新宿区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

宛て